

新潟市11歳以下への新型コロナウイルスワクチン接種協力金支給要綱

(趣旨)

第1条 市長は、11歳以下の新潟市民への新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という）の速やかな接種を推進するため、ワクチン接種を行う新潟市内の医療機関に対し、予算の範囲内において協力金を支給することで、医療機関の負担軽減及び接種体制の確保を図ることとし、その支給については、この要綱の定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 協力金の支給を受けることができる者は、新潟市内に所在するワクチンの基本型接種施設又は連携型接種施設に登録された医療機関であって、令和4年11月から令和6年3月にかけて11歳以下（ただし、ワクチンの1回目接種後12歳になった者で2回目を接種する者も含む）の新潟市民にワクチンの接種を行った医療機関とする。

(協力金の額及び算定方法)

第3条 協力金の額は、11歳以下（ただし、ワクチンの1回目接種後12歳になった者で2回目を接種する者も含む）の新潟市民への接種1回あたり1,000円とする。

(申請)

第4条 支給対象者は、協力金の支給を受けようとするときは、月ごとに接種回数を集計し翌月の10日までに「11歳以下への新型コロナウイルスワクチン接種協力金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）」を市長に提出しなければならない。

(支給)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査し、支給の可否及び支給額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の可否及び支給額を決定したときは、協力金支給（不支給）決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第6条 市長は、申請に虚偽その他不正があったことが判明したときは、前条に規定する支給決定を取り消し、協力金の支給を停止し、又は既に支給した協力金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、令和5年3月31日とする。

(新潟市5歳以上11歳以下への新型コロナウイルスワクチン接種協力金支給要綱の廃止)

3 新潟市5歳以上11歳以下への新型コロナウイルスワクチン接種協力金支給要綱（令和4年3月11日制定）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、令和5年8月31日とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、令和5年12月31日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

(適用期間)

- 2 この要綱の適用期間は、令和6年3月31日とする。